



2023年11月2日 No. 183 (毎月1日発行)

【不動産相続・贈与による登記の添付書類の簡略化】

台湾内政部は10月1日に、簡略化された不動産相続登記の手続きを明らかにしました。同日をもって、相続税申告後に行う不動産相続・贈与に係る所有権移転登記申請際、国税局が発行する納税証明書の番号を市政府に提示すれば完了するようになりました。システム上で電子文書を確認できるため、かつて必要とされた納税証明書が不要となります。

【公益的な家賃補助に関連の資格緩和と課税証拠として禁止、閣議決定】

台湾内政部は、不動産所有者が社会的弱者へ賃貸するインセンティブを与えるため、住宅法の一部を改正する法律案（住宅法部分条文修正草案）を発表し、10月5日に閣議決定されました。主に以下の項目を改正することとなります。

- 不動産賃貸が補助申請資格を満たし、関連機関が認定した社会福祉団体に賃貸する場合、不動産所有者は公益賃貸人とみなされる。
- 経済的に恵まれない家庭における未成年者の人数に関する規定を、3人から2人に変更。
- 公益賃貸人の賃貸契約資料は、税務当局の調査において、証拠資料として扱われてはならない。

【台北市日本工商会は「2023年白書」=台湾政府への政策提言を公開】

台北市日本工商会は10月6日に、「2023年白書」を公開し、国家発展委員会の龔明鑫（きょうめいきん）委員長に提出しました。「2023年白書」は「日台協業の目指す姿」と「目指す姿の実現に向けた提言」の2部で構成され、両国が協力して目指すべきビジョンを示し、そのビジョンを実現するために必要な施策等についての提言を記載しています。個別要望事項は今までの未解決事項を記載した40項目と新規事項15項目を合わせて、合計55項目が提出されました。

制度面では、福島県など5県産食品の一部に対する輸入停止継続や放射性物質検査報告書の添付などについて、完全撤廃に向けて取り組むよう求めました。またインフラ面では、電力や生活・工業用水の安定供給に不安があるとし、中長期を見据えた抜本的な対応を要望しました。

【女性再雇用に奨励の要点を公表】

職場での女性の活躍を実現するために、台湾労働部は9月1日に、「女性再雇用計画(2023-2026)」(女性再就業計画)を発表し、その後10月6日にも「女性再雇用に奨励の実施要綱」(女性再就業奨励実施要綱)を公表しました。2023年9月1日から2026年8月31日まで、家庭の事情により年間180日以上就業していなかった女性を雇用する場合、以下の条件を満たす企業は助成金の支給申請が可能となります。。

- 公的職業安定組織に求人申込みをし、紹介された女性労働者を雇用。
- 家事と仕事の両立のために、女性労働者の勤務時間を調整すること。



- 雇用期間が連続 30 日以上。
- 月給制の場合、最低賃金より高い正規雇用の場合で、毎月 3 千台湾ドルの助成金を受給でき、最大 12 月間の受給。
- 時給制の場合、合わせて最低賃金の月給の半分以上の非正規雇用の場合に、助成金の申し込みが可能。

【台湾とカナダの投資促進協定、協議完了】

行政院・貿易交渉オフィス（経貿談判辦公室）は 10 月 24 日、カナダ政府との「投資促進保護協定」（FIPA）の交渉が完了したと発表しました。協定の本文と附則を合わせ、70 余りの条文で構成されます。協定では双方が事前に合意した項目以外の投資制限を設けてはいけなことを規定した他、中小企業や女性、先住民などの権利にも配慮しています。

同協定は台湾の中小企業のカナダ市場開拓に寄与するとともに、カナダの企業や機関は台湾の洋上風力発電に投資していることから、台湾の再生可能エネルギー目標の達成にも寄与するとされています。文言の確認や双方の行政手続きが完了した段階で、署名される予定です。

【台米租税協定、2024 年 6 月までの締結を発表】

アメリカ上院財政委員会は 9 月 14 日に台米二重課税を防止する関係法案を全会一致で可決しました。

台湾財政部の莊翠雲（そうすいうん）部長は 10 月 25 日に立法院財政委員会の答弁で立法委員に質問された際に進捗状況につきコメントし、「台湾とアメリカの租税協定は来年の 6 月までの締結を希望している」と述べています。

【介護施設が重大な官民パートナーシップの範囲に組み込むことに、産業誘致セミナーも開き】

高齢化社会の需要に応じて、台湾財政部は 8 月 28 日に、「官民パートナーシップ促進法に適用する重大な公共建設の範囲」（促進民間參與公共建設法之重大公共建設範圍）を修正し、介護施設をこの「範囲」に組み込むことを決定しました。

官民パートナーシップ促進法によると、以下の条件を満たす介護施設を整備する企業は、最大 5 年間法人税の免除、輸入関税・株主税額控除などの租税優遇措置に適用します。

- 投資金額は 3.5 億台湾ドル以上
- 100 床以上を提供
- 専有面積は 2,700 平方メートル以上
- 社会的に恵まれないグループに 30 パーセント以上の床の提供を優先

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。